



柏市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査及び同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成25年12月12日

柏市監査委員	吉	井	忠	夫
柏市監査委員	高	田	幸	男
柏市監査委員	山	田	一	一
柏市監査委員	末	永	康	文

平成 2 5 年度

監査の結果に関する報告

定 期 監 査

行 政 監 査

柏市監査委員

1 監査を実施した監査委員名

吉 井 忠 夫
高 田 幸 男
山 田 一 一
末 永 康 文

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査及び同条第2項の規定による事務の執行に係る行政監査

3 監査の概要

(1) 監査の期間

平成25年9月10日から平成25年11月28日まで

(2) 監査の対象とした部及び課等

ア 地域づくり推進部 協働推進課
協働推進課男女共同参画室
地域支援課
地域支援課近隣センター
地域支援課市民文化会館
秘書広報課

イ 市民生活部 市民課
市民課富勢出張所
市民課柏駅前行政サービスセンター
消費生活センター
保険年金課
沼南支所総務課
沼南支所窓口サービス課

ウ 保健福祉部 保健福祉総務課
福祉政策室
指導監査室
高齢者支援課

	高齢者支援課介護基盤整備室
	障害福祉課
	障害福祉課障害福祉就労支援センター
	福祉活動推進課
	生活支援課
エ 経済産業部	商工振興課
	農政課
	公設市場
オ 水道部	総務課
	給水課
	配水課
	浄水課
カ 消防局	総務課
	企画統制課
	火災予防課
	警防課
	警防課安全管理室
	情報指令課
	救急課
	西部消防署
	東部消防署
	旭町消防署
	沼南消防署

(3) 監査の方法

平成25年度分で平成25年8月31日までに執行された事務事業（必要と認めた部分については平成24年度以前分を含む。）が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係各課から資料の提出を求めるとともに、関係職員から事情を聴取して実施した。

なお、監査の実施に当たっては、特に次の点に意を払うこととした。

ア 減免に係る事務処理について

市が所管する市税，保険料，負担金，手数料，使用料その他の収入金（公の施設の指定管理者が取り扱う当該施設の使用料等を含む。）の減免に係る事務処理について，根拠となる諸規定が適切に策定されているか，減免制度の運用は当該諸規定に則して正確かつ公平に行われているか。

イ 庁用自動車の管理及び利用状況について

各課において所管している庁用自動車（原動機付自転車，自転車を含む。）について，適切に配備・維持管理されているか，効率的に運用されているか，維持管理経費は効率的，経済的に執行されているか，安全管理・交通事故防止対策は十分されているか，環境対策への取組みはされているか。

ウ 市が事務局を担う任意団体の事務執行について

市が行政運営上の必要性から事務局を担っている団体の事務について，事務を取り扱う根拠は明確か，市が事務局を担う必要があるか，団体の事務と市の事務とが混在していないか，現金・通帳管理は適切か。

エ その他

前年度監査対象とならなかった部局については，時間外勤務手当（休日勤務手当を含む。）及び特殊勤務手当の支給について，勤務命令・報告が確実かつ適正か，時間外勤務が慢性化していないか，また，縮減に向けての取組み，健康面での配慮がされているか。

4 監査の結果

監査の結果，特に次の事項については，「監査の結果等の取扱い要領」に定める指摘事項に該当するものと判断した。また，事務処理上改善すべき軽易な事項等については，監査の期間中に口頭により注意，指導を行ったところであるが，その他の事務事業は適正に執行されているものと認めた。

(1) 地域づくり推進部地域支援課高柳近隣センター

昇降機保守点検業務委託の一者随意契約について

高柳近隣センター（以下「センター」という。）では、センター内に設置されている昇降機（エレベーター）に係る定期的な保守点検業務について、当該業務を行う資格を有する業者と年度ごとに委託契約を締結している。

平成25年度の当該委託契約に係る関係書類を調査したところ、当該業務を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものと判断し、特定の業者を契約の相手方に指定して一者随意契約を締結していることが判明した。

センターが契約に際して作成した「一者随意契約理由書」によると、当該業者は昇降機を製造した業者の系列業者であり、自社製品について細部に渡り構造等を十分に熟知及び把握していること、かつ、昨年度以前の保守点検業務の実績において問題が生じていないことなどから、継続して当該業者と委託契約を締結することが昇降機の安全で正常な状態での稼働について最適であると判断したとのことであった。

しかし、本市の他の類似施設における同様の昇降機に係る保守点検業務において、委託業者の決定が指名競争入札又は複数業者による見積り合わせなど、競争性のある方法により行われていることを勘案する限り、先述の要因をもって直ちに「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」と判断することについては、なお再考の余地があるものと考えます。

今後の当該委託契約における契約の相手方の決定に際しては、複数業者による見積り合わせの導入など、競争性を保ちつつより経済的な委託契約となるよう、次年度以降の積極的な改善を望みたい。

(2) 地域づくり推進部秘書広報課

広報かしわ編集業務委託について

秘書広報課では、広報担当が所管する市広報紙「広報かし

わ」の編集及び発行に関する業務のうち、紙面のデザイン及びレイアウト等に関する一部編集業務について、プロポーザル方式により選定した専門的な知識を持つ特定の業者と毎年度一者随意契約を締結し、当該業者に委託して行わせることにより実施している。

当該業務については、全市的に厳しさを増す財政状況の中で、あえて優先的に専門業者への委託とするほどの特殊性を認められないことなどから、業務委託により外部業者に行わせることについて再考するよう、従前の監査等においても度々指摘してきたところであるが、今なお改善されていない。

今後は、監査委員が従前の監査等において行ってきた指摘についても十分に考慮しつつ、その実施手法のあり方について再検討されたい。

(3) 保健福祉部保健福祉総務課

会計間における人件費配分の適正化について

一般会計の予算で行う事業と、病院事業会計の予算で行う事業の両方に従事する職員5名の人件費について、3名は一般会計から、2名は病院事業会計から支出されている。

こうした会計処理は、事業の実態を財務会計に正しく反映しなくなることから、それぞれの会計の予算で行う事業の業務量に応じて、職員ごとに人件費を振り分けるなど、適正な会計処理となるよう関係部課とも協議の上、検討されたい。

(4) 保健福祉部障害福祉課

出張命令簿の記載漏れ等について

職員への出張旅費の支給状況を調査したところ、出張命令簿に出張命令権者（所属長）の出張命令を受けずに出張し、帰着後の復命も1か月以上遅延していたことに加え、その復命に対する出張命令権者の確認印がないままに旅費が支給されている事例が見られた。

本来、出張に当たっては、職員旅費支給条例第4条第4項の

規定により，出張命令権者が出張命令を発し，出張命令簿に当該出張に関する事項を記載して行うこととされている。

こうした不備は，出張した職員だけでなく支払担当者及び出張命令権者も，適正な事務の執行に対する意識が希薄であったことに起因するものと考えられる。

今後は，適正な事務の執行に対する意識を高めるとともに，確認体制を整えるなど，十分に注意されたい。

(5) 保健福祉部生活支援課

生活保護費の支給における現金の管理について

生活保護費の支給については，口座振込の方法により行われているところであるが，緊急時のような特別な事例では窓口での現金支給も行われている。

今回，生活支援課窓口における現金の管理状況を調査したところ，定例支給日以外はケースワーカーが1人で対応していること，また，入出金を管理する帳簿も作成していないことなど，現金の取扱いに当たり相互牽制に不備が見られる状況となっていた。

他自治体における生活保護費の着服事件等の報道がなされるなど，現金の取扱いについては特に厳正な対応が求められていることから，複数の職員による現金の取扱いや，帳簿と現金の残高を毎日の業務終了後に照合するなど，内部統制の充実に向け改善されたい。

(6) 経済産業部農政課

ア 市が事務局を担う任意団体の事務執行について

柏市畜産協議会（以下「協議会」という。）は，市内畜産農業者5名により平成17年度に設立された団体であり，設立当初から市が事務局を担っている。

協議会規約によると，第9条に通常総会及び臨時総会が規定され，さらに第10条の規定により，「事業計画及び収支予算の決定及び変更，また，事業報告，収支決算及び余剰金

の処分」については総会の議決を経なければならないこととされている。

しかしながら、協議会の関係書類を調査したところ、事業計画、収支予算、収支決算等の書類が作成されておらず、かつ、総会も開催されていない状況となっている。

今後市が事務局を担うならば、規約に則した適切な事務処理となるよう改善されたい。

イ 農道砕石舗装工事の契約方法等について

農道砕石舗装工事は、利根土地改良区事務所からの要望により、柏市弁天下地先、柏市新利根地先における改良区内の道路が、一般車両の乗り入れにより損傷が激しくなったために整備を行った工事である。

この工事における契約関係書類を調査したところ、舗装工事が必要な区間を4分割し、それぞれ1,260,000円（その1）、1,050,000円（その2）、1,050,000円（その3）、787,500円（その4）で契約が締結されていた。

工事請負契約において、随意契約ができるのは財務規則第140条第1号の規定により130万円以下とされ、さらに主管課において随意契約（見積り合わせ）ができるのも、財務規則別表第2財務事務専決区分により同様に130万円以下とされており、130万円を超える契約の締結は原則として財政部契約課扱いの競争入札によることとなる。

この4件の舗装工事の施工区間の設定や契約金額を見る限り、この工事の契約に当たって主管課で契約できる金額の範囲内（それぞれ130万円以下）とするために、4件の工事に分割したのではないかとの疑念を拭い去ることができない。

主管課の説明によると、4地区および4業者に分ける理由として、利根土地改良区事務所からの要望により短期間（およそ1か月）での完成が必要とされていたということを挙げている。

そのような事情があったとしても、一般的には工事を分割することにより、一括で契約した場合よりも経費の増大を招

くとされていることから、適正な事務処理とはいえない。

したがって、今後の契約に際しては、関係法令を遵守するとともに、経済性を十分考慮して行われたい。

(7) 水道部総務課，給水課

不納欠損処理について

水道料金の債権は、従来、公法上の債権とされ、地方自治法第236条第1項の規定により、消滅時効期間の5年を経過した後、不納欠損処理が行われていた。ところが、平成15年の最高裁決定により、水道料金は私法上の債権であるとされ、その消滅時効は民法第173条第1号の規定により、消滅時効期間は2年で債務者の時効の援用を要するという判断がなされたところである。

本市の水道料金については、水道事業会計規程第30条により、「法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合において」不納欠損処理を行うと規定されている。

ところが、現在の処理方法は、時効による債権の消滅がない水道料金についても、公法上の債権である下水道使用料の消滅時効5年と合わせるために債権発生時から6年目の会計年度の末日に不納欠損処理を行っている。また、不納欠損処理を行った債権については別途管理しており、納入があった場合には雑収益として処理し、管理している債権額を減額するという方法をとっている。

しかし、債務者から時効の援用が行われる可能性は現実的には低いため、徴収できる可能性が著しく低い債権を長期に渡って管理し続けていくことは合理的ではない上、ともすれば不正の温床になりかねないと懸念されるところでもある。

今後の水道料金の不納欠損処理に当たっては、会計規程と現在の処理との整合を図るとともに、不納欠損処理後の管理方法の見直しを検討し、より効果的かつ効率的な運用を図られたい。

(8) 消防局

時間外勤務手当及び特殊勤務手当の支給誤りについて

監査対象期間のうち、抽出により平成25年4月分及び7月分の職員の時間外勤務手当の支給状況について、人事主管課（消防局総務課）が保管する「時間外・休日勤務命令簿」を調査したところ、時間外勤務時間数の計算誤りや計算結果の転記誤り等による時間外勤務手当の過支給が15件、過少支給が30件見られた。

また、併せて特殊勤務手当の支給状況について、「特殊勤務命令簿兼報告書」を調査したところ、平成25年4月分及び7月分の特殊勤務手当のうち、夜間の業務に全く従事していないにもかかわらず夜間特殊業務手当が支給されている等の支給誤りが2件見られた。

これらは、確認体制の不備が招いた誤りであるので、早急に是正し、非抽出の月の時間外勤務時間数や夜間業務の従事回数について再度確認を行うとともに、今後は、複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。